

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時給付金や支援一覧

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている方に対して、各種給付金の給付や支援を行っています。詳しくは、各問い合わせ先へお問い合わせください。

NO.	制度名	対	内容	問
1	特別定額給付金	市の住民基本台帳に登録されている方(受給権者は世帯主)	対象者1人につき10万円を給付	企画課 ☎70・5635
2	ひとり親家庭等に対する臨時特別給付金	令和2年3月、4月か5月分の児童扶養手当支給対象のひとり親家庭	1世帯につき3万円を給付	子育て支援課 ☎70・5664
3	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年3月か4月分の児童手当の受給者(特例給付を除く)	1世帯につき1万円を給付	子育て支援課 ☎70・5664
4	生活困窮者自立支援	経済的に困っている方	自立相談支援、住居確保給付金の支給	福祉総務課 ☎70・5624
5	市税の徴収猶予の特例	令和2年2月以降の任意の期間において、事業などに係る収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少している方	1年間、市税の徴収の猶予	収納課 ☎70・5663
6	中小企業事業継続支援臨時給付金	令和2年3月期～5月期の間で、いずれかの月の1か月の売上が前年同月の売上に比べ、20%以上減少している市内中小企業者(個人事業主を含む)	1事業者10万円を支給(市内に事業所を賃借している事業者はさらに10万円を加算)	製造業の方は工業振興企業誘致課 ☎70・5661 製造業以外の方は商業観光課 ☎70・5685
7	中小企業雇用安定支援臨時給付金	国の雇用調整助成金を申請した市内中小企業者(個人事業主を含む)	中小企業者には1事業者30万円、小規模企業者には20万円を支給	
8	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方	上下水道料金の支払いの猶予	海老名水道営業所 ☎046・234・4111
9	県営水道料金の減額	市の住民基本台帳に登録されている方	各世帯10%減額	
10	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話を行うために契約した仕事ができなくなった、委託を受けて個人で仕事をする保護者	就業できなかった日につき、1日当たり4100円を支給	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
11	保育料の還付	認可保育所や小規模保育施設の登園を自粛した子どもの保護者	保育料を日割りで還付	子育て支援課 ☎70・5615
12	傷病手当金	国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休み、給与が全額受け取れないか一部減額された方	直近で継続した3月間の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額を支給	保険年金課 ☎70・5617
13	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	休業要請対象の施設事業者と夜間の営業時間を短縮した事業者	最大30万円を給付	新型コロナウイルス感染症コールセンター ☎045・285・0536
14	学習支援コンテンツ、心のサポート	市内在住の小・中学生とその保護者		教育研究所 ☎70・5659
15	本の配布・動画の公開		市ホームページで公開	教育指導課 ☎70・5660
16	自宅での健康維持	市内在住の方		地域包括ケア推進課 ☎77・1116 健康づくり推進課 ☎77・1133 スポーツ課 ☎70・5656

国民健康保険税軽減基準が変わりました

☎保険年金課 ☎70・5617



国民健康保険は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①～③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40歳～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額

税制改正で、4月1日から課税限度額が表1のとおり引き上げられ、保険税軽減の基準が表2のとおり変更されました。なお、保険税率などは変わりません。

●年金から差し引く特別徴収対象世帯

世帯内の国保加入者全員が65歳～74歳の世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなります。次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、国保の資格を失うため対象外です。

①国保の被保険者全員が65歳～74歳②世帯主が国保に加入している③年金給付額が年18万円以上④介護保険料を年金から差し引かれている⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

●6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、同課まで問い合わせください。

今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

表1 保険税の税率・金額・限度額

区分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.60%	1.95%	1.80%
	(総所得金額-33万円)×上の率		
均等割額	1万6800円/人	6800円/人	6000円/人
平等割額	1万9200円/世帯	7200円/世帯	6000円/世帯
限度額	63万円 (昨年度は61万円)	19万円	17万円 (昨年度は16万円)

表2 保険税軽減の基準と割合(改定後)

基準	軽減割合
世帯主と被保険者(特定同一世帯所属者含む)の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下	5割
A = 28.5万円(改定前は28万円) × (世帯に属する被保険者数 + 世帯に属する特定同一世帯所属者数) + 33万円	
世帯主と被保険者の合計所得がB以下	2割
B = 52万円(改定前は51万円) × (世帯に属する被保険者数 + 世帯に属する特定同一世帯所属者数) + 33万円	

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

介護保険料の納付方法

☎高齢介護課 ☎70・5636



介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。

40歳～64歳の方

国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。算出方法は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせください。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。令和2年度は、低所得者に対する介護保険料をさらに軽減しています。

①特別徴収

老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2

月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収となります(所得の変動などにより、8月の介護保険料を増減し、10月以降の保険料と調整する場合があります)。6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額を10・12月、来年2月に分けて、本徴収として差し引きます。

今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかになります。

②普通徴収

特別徴収の対象でない方には、6月～来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参するか、PayPay、LINE Payを用いたスマホ決済アプリ(請求書支払い)を利用して納めてください。口座振替を希望する方は、同課か市内金融機関にある用紙に記入・押印し、金融機関窓口へ提出してください。

③併用徴収

今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。